

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第二号

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例

佐賀県職員定数条例（昭和二十四年佐賀県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 知事の事務部局の職員 三、六五〇人

第二条第九号中「一、六六五人」を「一、六六九人」に、「千六百六十五人」を「千六百六十九人」に改める。

別表中「一五八」を「一五九」に、「九二七」を「九二九」に、「五〇二」を「五〇三」に、「二、六六五」を「二、六六九」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条第一号の改正規定は、地方独立行政法人佐賀県立病院好生館の成立の日から施行する。

佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後

(職員の定数)

第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一 知事の事務部局の職員 三、六五〇人

二〇八 略

九 警察の職員 警察官 一、六六九人  
その他の職員 二九五五

(階級別定員は、別表のとおりとする。  
この場合において、警視、警部及び警部補(巡査部長を含む。)の現員が定員に満たないときは、総数千六百六十九人を超えない範囲で巡査の定員を増加することができる。)

十 略

別表 (第二条関係)

警察官の階級別定員表

階級別	警視	警部	警部補 (巡査部長を含む。)	巡査	計
定員(人)	七八	一五九	九二九	五〇三	一、六六九

備考 略

改正前

(職員の定数)

第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一 知事の事務部局の職員

一般会計に属する職員 三、六五〇人

特別会計に属する職員 五四二人

二〇八 略

九 警察の職員 警察官 一、六六五人  
その他の職員 二九五五

(階級別定員は、別表のとおりとする。  
この場合において、警視、警部及び警部補(巡査部長を含む。)の現員が定員に満たないときは、総数千六百六十五人を超えない範囲で巡査の定員を増加することができる。)

十 略

別表 (第二条関係)

警察官の階級別定員表

階級別	警視	警部	警部補 (巡査部長を含む。)	巡査	計
定員(人)	七八	一五八	九二七	五〇二	一、六六五

備考 略